

住所

氏名 健保 太郎 様

100-9999410

ライク健康保険組合
保険者番号：06273908
530-0017
大阪市北区角田町8-1

資格確認書

- 資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。
- 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給を添えて）提出すること。
- 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。
また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は「一部負担金の割合」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者の場合は、保険者に返納すること。
- 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
- 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- 不正に資格確認書を使用した者は刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。



【注】有効期限…令和8年3月31日（3か月限定のため）